

白川町教育委員会告示第13号

白川小学校及び蘇原小学校統合準備委員会設置要綱をここに公布する。

令和8年5月1日

白川町教育委員会教育長 鈴村雅史

白川町教育委員会要綱第2号

白川小学校及び蘇原小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 白川小学校及び蘇原小学校(以下「両小学校」という。)の統合にあたっての課題等の検討及び調整を行い、円滑な統合の準備を進めるため、白川小学校及び蘇原小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査検討するとともに、両小学校の保護者等に意見を求めた結果を白川町教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校統合後のPTA組織や、PTA活動に関すること。
- (2) 学校統合後のスクールバスのルートやダイヤ案に関すること。
- (3) 地域やPTA等が主催する記念行事等に対する支援に関すること。
- (4) その他の統合準備にかかる事柄のうち両小学校の児童や保護者に関わること。

(委員)

第3条 準備委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 白川小学校区及び蘇原小学校区の地域を代表する者
- (2) 両小学校の保護者を代表する者
- (3) 両小学校の学校関係者
- (4) その他準備委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から統合の日の前日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が検討事項に応じて選定した出席委員を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、白川町教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。